

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙少発第24号
丙情対発第20号
平成30年7月27日
警察庁生活安全局長

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第4次)」の策定について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「法」という。)に基づき、平成27年7月30日、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)」が策定され、その内容等については「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)の策定について」(平成27年7月30日付け警察庁丙少発第30号ほか。以下「旧通達」という。)で示達していたところであるが、3年後を目途に計画を見直すこととされていたことから、本年7月24日、子ども・若者育成支援推進本部(本部長:内閣総理大臣)において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第4次)」(以下「基本計画」という。)が別添のとおり策定された。

見直し概要及び都道府県警察における施策推進上の留意事項については、下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては、これを踏まえるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年8月28日付け警察庁丁少発第262号ほか。)に基づいて、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 見直し概要

(1) 今後の取組の方向性

基本計画の「はじめに」において、「法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進」、「子供の低年齢期からの保護者、家庭への支援」、「SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進」を見直しに当たって、特に留意すべき課題として挙げている。

(2) 当庁関連の主な見直し内容

ア SNS等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の支援【基本計画第5-1-(1)】(一部見直し)

SNS等に起因する事犯の取締りを推進するとともに、SNS事業者等による主体的な被害防止対策により、児童ポルノ、児童買春などの児童被害に直結するような投稿や自殺誘引等情報に対する有効な取組が推進されるよう、「青少年ネット利用環境整備協議会」等に被害傾向等の情報提供を行うなどして、その活動を支援する。

イ インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進【基本計画第5-1-(4)】(一部見直し)

「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進する。

ウ インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等【基本計画第5-2-(1)】(一部見直し)

インターネット上に氾濫する違法情報等(自殺誘引等情報を含む。以下同じ。)への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンターを活用するなどして、インターネット上の違法情報等の削除依頼を推進するとともに、民間事業者への委託によるサイバーパトロール事業により、インターネット上における自殺誘引等情報のインターネット・ホットラインセンターへの通報を推進する。

2 都道府県警察における施策推進上の留意事項

(1) 青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進

ア 知事部局や教育委員会、学校、サイバー防犯ボランティア等の関係団体、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びその契約代理店(以下「携帯ISP等」という。)等と連携しながら、非行防止教室、進学・進級時における保護者説明会、サイバーセキュリティに関する講習等あらゆる機会を捉え、児童・生徒、保護者、学校関係者等に対し、可能な限り最新で具体的な事例に基づき、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害や非行を防止するための対策等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動を推進すること。

広報啓発活動の推進に当たっては、インターネット利用者の低年齢化にも配慮すること。【基本計画第2-1-(2)、第2-2-(1)・(3)、第2-3-(1)、第2-5-(1)】

イ 青少年に急速に普及しているスマートフォンは、携帯電話回線に係るフィ

ルタリングのほか、無線LAN回線に係るフィルタリングや、青少年有害情報の閲覧を可能とする出会い系やアダルト系等のアプリケーションに係るフィルタリングの設定・管理が必要である。特にスマートフォン向けの標準的なフィルタリングソフトウェアでは、青少年の学齢に応じたフィルタリングの強度や利用時間の設定ができることや、利用を許可又は制限できるアプリケーションについても容易に個別設定できること等を青少年の保護者に対して周知させること。また、スマートフォンのほかにタブレット端末、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等の青少年が利用する機器に応じた適切な管理方法等が必要であることから、これらについて、具体的で分かりやすい説明に配慮すること。【基本計画第2-3-(2)、第2-5-(1)、第3-1-(3)、第3-2-(2)、第3-3】

ウ サイバー空間における規範意識の改善へ貢献することが期待できるサイバー防犯ボランティアの育成・活動を支援する取組を推進すること。【基本計画第2-2-(3)】

(2) 事業者への働き掛けによるフィルタリングの普及促進

ア 法に基づく、携帯ISP等による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等が徹底されるよう、管内の携帯ISP等に対し、継続的に指導・要請すること。【基本計画第2-2-(1)、第2-5-(1)、第3-1-(1)・(2)、第3-2-(2)、第3-3】

イ 青少年有害情報の閲覧やSNS等に起因する福祉犯等の被害を防止するため、プロバイダ連絡協議会等の機会を活用し、プロバイダ等関係事業者に対して、青少年に対するフィルタリングの提供の促進等と呼び掛けること。【基本計画第3-1-(1)】

(3) インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

ア インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止を図るため、出会い系サイト上の禁止誘引行為、SNSに起因する事犯、インターネット上の児童ポルノ事犯等サイバー犯罪の取締りを推進するとともに、これに必要な取締体制の強化に努めること。【基本計画第5-1-(1)、第5-1-(2)、第5-1-(4)】

イ 児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童に直接注意・助言等を行うサイバー補導を推進すること。【基本計画第5-1-(3)】

ウ 被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた民間団体等との良好な協力関係の構築を一層推進すること。【基本計画第5-1-(5)】

**青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう
にするための施策に関する基本的な計画（第4次）**

平成30年7月

子ども・若者育成支援推進本部決定

< 目 次 >

はじめに	1
第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための 施策についての基本的な方針	
1. 基本理念	3
2. 基本的な方針	3
(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするた めの教育・啓発の推進	
(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにする ための啓発活動の実施	
(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための 取組の促進	
(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進	
(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築	
3. 施策実施において踏まえるべき考え方	4
第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進 に係る施策に関する事項	
1. 学校等における教育・啓発等の推進	6
(1) 児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育等の推進	
(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活 動の推進	
(3) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進	
2. 社会における教育・啓発の推進	7
(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援	
(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援	
(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援	
(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	
3. 家庭における教育・啓発の推進	8
(1) 青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援	
(2) 「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭に おける取組への支援	
4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・ 普及促進のための研究支援等	9

(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援	
(2) インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を踏まえた保護者等 に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進	
5. 国民運動の展開	9
(1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進	
(2) インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援	
第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項	
1. 事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底	11
(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底	
(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底	
(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及	
2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進	12
(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組	
(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援	
(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	
3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等	13
4. インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究	13
第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項	
1. 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援	14
2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援	14
(1) モデル約款策定等の体制整備の支援	
(2) 効率かつ円滑な活動実現のための支援	
3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援	15
4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援	15
第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項	

1.	インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進	16
	(1) SNS 等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の推進	
	(2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進	
	(3) サイバー補導の推進	
	(4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進	
	(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進	
2.	違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進	17
	(1) インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等	
	(2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援	
3.	青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進	17
	(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応	
	(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援	
4.	迷惑メール対策の推進	18
	(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施	
	(2) 国際連携の推進	
	(3) チェーンメール対策の周知啓発	
5.	国内外における調査	18
	(1) 有害情報の社会的影響の調査	
	(2) 諸外国の取組の調査	
第6	推進体制等	
1.	国における推進体制	20
2.	地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制	20
3.	国際的な連携の促進	20
4.	基本計画の見直し等	20

はじめに

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）が施行され 9 年が過ぎ、その間、同法に基づく「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」は、2 度の見直しが行われ、見直しの都度、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題につき、様々な検討が行われてきた。

政府では、「第 3 次基本計画（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）」を決定し、これまで、青少年を取り巻くインターネット利用環境の整備をめぐる課題に、地方公共団体及び民間団体等と連携して取り組んでおり、取組の方向性の柱として、①機器、接続環境等を問わず、フィルタリング等青少年保護に係る取組の充実強化、②保護者・家庭への支援の充実強化と、青少年のインターネットリテラシー向上、節度ある生活習慣の定着化、③先進的な取組等の情報共有・集約化と、PDCA サイクルを意識した推進体制の構築の 3 つの項目を掲げ、施策・取組を推進してきた。

また、関係機関・団体が連携・協力して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動（平成 29 年度は、あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動と改称）」等の総合的・集中的な広報・普及啓発活動を展開しているほか、全国の各地域において情報モラル教室やインターネットの安全利用に係る啓発講座が開催され、さらに、携帯電話事業者や SNS 事業者等の事業者団体による青少年保護に関する自主的な取組が促進されるなど、多様な取組が行われるに至った。

インターネットは、今や社会インフラとしての地位を確立し、その有用性は語るまでもないが、一方で、青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報がインターネット上に氾濫しているほか、青少年の興味を引く様な新たなアプリや多様なサービスがグローバルな事業者等から次々に提供され、急速に普及し、一部ではそれらが悪用されて犯罪被害に繋がる場合もあるなど重大な問題も起きている。

インターネットの接続方法についても、スマートフォン、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー等の様々なインターネット接続機器のほか、携帯電話会社が提供する通信回線のみならず、無線 LAN 等の接続環境が急速に拡大しており、青少年のインターネット利用環境は、一層多様化している。

また、未就学児童や小学校低学年の段階からスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増え、利用者の低年齢化が顕著となっているほか、児童買春や児童ポルノを始めとする SNS 等に起因する事犯の被害児童数も増加の一途をたどっており、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害（自撮り被害）も問題となっているほか、昨年 11 月に発覚した神奈川県座間市における殺人・死体遺棄事件の様に、SNS

等を悪用した痛ましい事件も発生するなど、新たな課題が生じているところである。

そうした中、青少年インターネット環境整備法の改正が行われ（平成 30 年 2 月 1 日施行）、フィルタリングの更なる普及促進と青少年インターネット利用環境の整備に係る取組のなお一層の推進が期待されるところである。

このような青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢の急速な変化等を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備について、今後 3 年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、第 3 次基本計画を見直し、新たな基本計画を策定する。

見直しに当たって、特に留意すべき課題は、次の 3 点である。

- ① 法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進
- ② 子供の低年齢期からの保護者、家庭への支援
- ③ SNS 等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進

政府は、この新たな基本計画に基づき、地方公共団体とともに官民連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を強力に推進する。

第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

1. 基本理念

青少年インターネット環境整備法は、国及び地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、実施するに際してのつとめるべき、以下の基本理念を掲げている。

第一に、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。

第二に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に関係する事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。

第三に、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する。

2. 基本的な方針

青少年インターネット環境整備法で規定されている上記の基本理念を踏まえつつ、政府においては、以下の(1)から(5)に掲げる5点を基本的な方針として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組むこととする。

(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進

青少年が、その発達段階に応じて、自立して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報通信技術の活用指導及び情報モラル教育を実施するとともに、適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組を支援するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を実施・支援する。

(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするため

の啓発活動の実施

保護者が、青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、保護者のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を踏まえつつ、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を実施・支援する。

(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進

保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにすることを可能とするため、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、事業者等における、青少年に対するフィルタリングの提供等の義務の履行、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の普及啓発、保護者のニーズに応じたフィルタリング等の高度化、児童ポルノに対するブロックング等の青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進する。

(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

インターネット利用者である国民一人ひとりが、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うよう啓発する。

(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築

インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、技術や活用方法等の変化が著しいインターネットのこのような特性を踏まえ、実効的なPDCAサイクルを構築し、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、迅速に対応する。

3. 施策実施において踏まえるべき考え方

上記の基本的な方針に基づく各施策の推進に際しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組を通じて、青少年有害情報から青少年を守り、インターネットの恩恵を享受させるため、次の5つの考え方を踏まえて実施する。

① リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年のライフサイクルを見通して、あらゆる機会を利用してインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

② 保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する権利を持ち、役割を担うのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、事業者等において、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた青少年保護に係る取組を一層促進するなど、関係者は連携協力して保護者がある責務を適切に履行できるよう、補助・支援する各々の役割を果たさなければならない。

③ 受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動の確保の観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。

④ 民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するに当たって、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

⑤ 有害性の判断への行政の不干涉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

⑥ 座間市における事件の再発防止策を踏まえた施策の推進

「座間市における事件の再発防止策について（平成 29 年 12 月 19 日 座間市における事件の再発防止のための関係閣僚会議決定）」に関連する施策については、同防止策を踏まえて推進する。

第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、次のとおり、インターネット利用の低年齢化を踏まえつつ、学校、社会、家庭等における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等を推進するとともに、低年齢層の子供の保護者をも意識した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援や、ベストプラクティス等に係る情報の共有・集約化を促進・支援する施策を実施する。

また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。

さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る。

1. 学校等における教育・啓発等の推進

(1) 児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育等の推進

全ての小・中・高等学校等において、学校段階、児童生徒の発達段階等に応じて、情報モラル教育等を着実に実施する。

そのため、国は、インターネット利用の低年齢化、トラブルや被害の状況等を踏まえ、情報モラル教育に関する教師用指導資料の改訂や児童生徒向け啓発資料の作成などを進めるとともに、指導主事等に対する研修等を実施することなどにより、情報モラル教育等に関する教職員の指導力の向上を図り、学校における情報モラル教育等の充実を図る。

(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、インターネット安全教室や e-ネットキャラバン等の官民連携した青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用（自殺誘引等情報などの不適切な内容を書き込まないことを含めた SNS の適正な利用やフィルタリング等の技術的手段の適切な利用を含む。以下、第2の各項目において同じ。）に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。

加えて、低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を作成し、フィルタリング等の

技術的手段の利用も含め、幼稚園や保育園、認定こども園や子育て支援事業、企業取組等を通じた低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発活動を推進する。

なお、「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する取組の徹底等を求めた通知を踏まえ、各学校や地域の実情に応じた取組を推進する。

(3) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）等を踏まえ、SNS やいわゆる「学校裏サイト」などを通じた「ネット上のいじめ」に対して、その実態把握を行うとともに、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を行うことや、児童生徒が「ネット上のいじめ」も含めたいじめ問題について主体的に考える機会を提供することを促進する。

加えて、近年、若年層の多くが、SNS を主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS 上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を踏まえ、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS 等を活用した相談体制の構築を推進する。

2. 社会における教育・啓発の推進

(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供するとともに、青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、地域・民間団体・事業者等（学校以外の教育従事者を含む。）による教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるような官民連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等により支援する。

(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援

ホームページ等のポータルサイト等を効果的に活用して、関係機関・団体等における青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のための具体的な取組等について、利便性の高い情報を、一覧性を持たせて分かりやすい形で速やかに提供するほか、地域における関係機関・団体等による、創意工夫を生かしたベストプラクティス等の情報共有・集約化を促進・支援する。

(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援

地域の実情に応じて、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動が効果的に推進されるよう、官民連携した青少年、教職員、保護者等に対する啓発講座や地方公共団体と連携したフォーラム等を通じ、大学生のサイバー防犯ボランティアのみならず、地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援を推進する。

(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進

スマートフォンを始めとする新たな機器の出現等により、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーが多様化していることから、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標等を活用して、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を評価し、その分析結果に基づいたインターネット・リテラシーの向上施策等を推進する。

3. 家庭における教育・啓発の推進

(1) 青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援

青少年のプライバシーに配慮した形でのアクセス履歴の把握、機能限定が可能な携帯電話、スマートフォン等のアプリケーションの端末側での利用制限等、保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる技術的手段について適切に活用できるよう、携帯電話事業者、携帯電話等の製造事業者及び OS 開発事業者と意見交換しつつ、周知啓発を実施する。

(2) 「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援

保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールするなど、保護者がその責務を適切に履行できるよう、保護者のインターネット・リテラシーの向上と家庭における適切な生活習慣の定着化を図るため、青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための家庭等でのインターネットの利用に係る親子のルールづくり、SNS 等の利用上

のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法、長時間利用によるいわゆる「ネット依存」の危険性、子供のインターネット上の問題に係る相談窓口等について、青少年や保護者への啓発資料を提供するとともに、インターネットに関するメディア・リテラシーの育成のための保護者向けの教材を提供することなどにより、家庭における取組を支援する。

4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援

情報教育の実施上の課題の解決を目指した調査研究を実施し、より効果的な情報教育の実施を支援する。

(2) インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進

インターネット利用環境が変化する中で、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるよう、インターネット上のトラブルへの対応等に関する情報やこれらに関する相談窓口等に係る情報の適切な提供に配慮するとともに、低年齢層の子供を持つ保護者等の主体的な取組を促進・支援するため、啓発資料の作成に向けた検討や青少年のインターネット問題に係る相談等の窓口、インターネット接続機器の購入・更新時やアプリケーション・ソフト等の購入時等を捉えた効果的な啓発の在り方等、訴求性の高い啓発・支援の在り方の検討を推進する。

また、これらの取組の効果を高めるため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等について、低年齢層の子供の保護者も対象に含めた継続的な調査を実施する。

5. 国民運動の展開

(1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進

社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子ども・若者育成支援推進強調月間」や青少年が使用するスマートフォン等の購入が多く見込まれる進学・進級時期等における「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等を通じた総合的・集中的な広報啓発等を継続的に実施する。

(2) インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援

インターネット利用者・事業者等が自ら青少年の安全で安心なインターネットの利用環境整備に向け、自らの取組が第三者機関等の定める指針等に適合している旨の認定を取得するなどして具体的に取り組むことを決め、ロゴマーク等を用いてそれを明らかにして実践するなどの、第三者機関等を活用した主体的な取組については、その取組主体の更なる広がりをもつ活動を支援する。

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

1. 事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底

(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底

改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務及び有効化措置義務の実施を徹底する。

また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施する。

(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底

改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者による青少年確認義務及び説明義務等の実施を徹底する。

また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施する。

(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及

青少年のインターネットの利用環境が変化を続けている中、インターネット接続に際し用いられる機器について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供

の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、関係事業者による適切なフィルタリングサービス等の提供を促進する。

2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、新たなサービスや伝送技術等も踏まえ、画一的な使いやすさと選択の多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者等が選択できる、容易な設定が可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の利用を促進する。

(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援

インターネット・ホットラインセンター等が一般利用者から通報されたウェブサイトのURL情報を、フィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援するなど、フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援する。

また、フィルタリングによって、青少年にとって必要な情報まで閲覧を制限されないことがないよう、保護者等による多様な選択を可能とするカスタマイズ機能の利用の促進等の民間の取組を支援する。

(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応

新たな機器等を提供する場合には、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、あらかじめ実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等が加速するように民間の取組を支援する。

また、これらの取組が効果的なものとなるよう、保護者等にフィルタリング等の青少年保護に係る取組の内容や必要性及び利用方法を分かりやすく伝える事業者の自主的かつ主体的な取組を支援する。

なお、環境変化が激しいインターネット利用については、新たなインターネット接続機器が一層普及することに対応して、機器等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の実施方策等について、継続的に検討し、製造事業者のフィルタリング利用容易化措置義務やOS開発事業者の利用容易化措置円滑化の努力義務の実施を徹底する。

3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組が普及促進されるよう、地方公共団体、フィルタリング推進機関その他の啓発を行う団体、関係事業者及びP T Aその他の関係団体等と連携して、啓発等を継続的に実施し、推進する。

4. インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の性能改善及び普及等の施策の検討及び実施等に資するため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等の調査を継続的に実施する。

第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行っている民間団体又は事業者に対して、次のとおり、その自主的かつ主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援を含む財政支援等を実施する。

また、地域における青少年インターネット環境整備に関する取組が、自立的・継続的に行われるよう、官民連携体制の整備・構築の支援を実施する。

1. 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCAサイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域が自立的・継続的にインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるような連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等の地域の実情に応じた取組が活性化するよう支援する。

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

(1) モデル約款策定等の体制整備の支援

個人・企業等のウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者等による自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体におけるモデル約款の策定及びそれを運用する体制の整備等の取組を支援する。

加えて、自殺誘引等情報の書き込みの禁止等については、関係事業者の利用規約等による対応及び利用者への注意喚起などの促進を図る。

(2) 効率的かつ円滑な活動実現のための支援

事業者等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する調査等を行う。

3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援

青少年に対して危険性があるインターネット上の情報を、民間団体等が発見するための活動や、青少年等のインターネットの利用により生じたトラブルについて相談等を行う民間団体等の活動を支援する。

4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

産学連携した自主的取組を推進する民間団体である安心ネットづくり促進協議会等の青少年のインターネットの利用環境整備に向けた教育・普及啓発、人材育成等の活動の取組強化、より多様な関係者・関係事業者の参加促進、参加者相互間の連携強化を支援する。

第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、次のとおり、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策を推進するとともに、SNS事業者等の主体的な取組の支援、インターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報の削除等に関する対応依頼や被害に関する相談体制の整備等を総合的に推進する。

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

(1) SNS等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の支援

SNS等に起因する事犯の取締りを推進するとともに、SNS事業者等による主体的な被害防止対策により、児童ポルノ、児童買春などの児童被害に直結するような投稿や自殺誘引等情報に対する有効な取組が推進されるよう、「青少年ネット利用環境整備協議会」等に被害傾向等の情報提供を行うなどして、その活動を支援する。

(2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進

インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止を図るため、無届け等悪質な出会い系サイト事業者や、出会い系サイト上で児童に対する禁止誘引行為を行った者等に対する取締りを推進するとともに、これらの犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。

(3) サイバー補導の推進

インターネットに起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図るため、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意、助言等を行うサイバー補導を推進する。

(4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進

「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・

拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進する。

(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進

被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた民間団体等との良好な協力関係の構築を一層推進する。

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

(1) インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等

インターネット上に氾濫する違法情報等(自殺誘引等情報を含む。以下同じ。)への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンターを活用するなどして、インターネット上の違法情報等の削除依頼を推進するとともに、民間事業者への委託によるサイバーパトロール事業により、インターネット上における自殺誘引等情報のインターネット・ホットラインセンターへの通報を推進する。

(2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援

インターネット上の青少年の健全な成長を阻害する違法情報等について、青少年がインターネットを利用して、これらを閲覧する機会をできるだけ少なくするよう、青少年の権利を保護するための事業者及び民間団体における効果的な閲覧防止策等を支援する。

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応

インターネットによる名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話による相談の受付、全国の小中学生への相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」の配布、インターネットによる相談の受付等の対策を推進する。

また、人権擁護の観点から、青少年のインターネット・リテラシーの向上に重点を置いた啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報及び ICT を活用した相談窓

口への誘導強化（自殺につながる用語の検索を行った場合の相談窓口の表示を含む。）を推進する。

(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該名誉毀損、プライバシー侵害等の情報の削除依頼の方法について助言するほか、必要に応じプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進する。

4. 迷惑メール対策の推進

(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施

一方的に送信されるいわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メールについては、青少年への違法・有害情報への誘導につながらないよう「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成 14 年法律第 26 号）及び「特定商取引に関する法律」（昭和 51 年法律第 57 号）に基づく規制の執行を着実に進めるとともに、事業者等の技術的対策の促進等の総合的な対策を実施する。

(2) 国際連携の推進

各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面で国際的な連携を図る。

(3) チェーンメール対策の周知啓発

多くの青少年が受け取ったり、送ったりしているチェーンメール（メールによる不幸の手紙など転送を呼び掛け、次々と連鎖していく迷惑メール）については、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法等の周知啓発を実施する。

5. 国内外における調査

(1) 有害情報の社会的影響の調査

青少年有害情報の青少年等にもたらす社会的影響の産学連携した調査等を支援する。

(2) 諸外国の取組の調査

青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。

第6 推進体制等

1. 国における推進体制

基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関等の相互の緊密な連携・協力を図る。

2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

基本計画に基づく施策の実施に当たっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことに鑑み、地方公共団体とともに、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める。

3. 国際的な連携の促進

国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性に鑑み、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信するとともに、各国の取組に関する情報交換を進める。

特に平成24年2月に採択された経済協力開発機構（OECD）のオンライン上の青少年保護に関する勧告やそれに基づく取組については、関係府省で連携して継続的に対応する。

また、民間におけるインターネットの利用環境整備に係る取組についても、国内外の事業者等による自主的かつ主体的な取組が促進されるよう、国際機関等において策定された指針等やこれらに基づく民間主導の実効的な青少年保護に係る取組に関する情報提供等の支援を行うなど、国際的な連携を目指した取組を推進する。

4. 基本計画の見直し等

基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題等に対し迅速に取り組み、1年間に一度、具体的な施策の取組状況について、PDCAサイクルを意識して、青少年のインターネット利用環境実態調査等により、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアッ

プを実施する。

また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢の変化並びに青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、法令改正も含めた必要な対応を検討するとともに、3年後をめどに基本計画を見直すものとする。